
プロジェクト 税効果会計**項目 繰延税金資産の回収可能性に関する論点
－開示（注記）に関する論点の検討**

本資料の目的

1. 本資料は、第 306 回及び第 308 回企業会計基準委員会、第 15 回及び第 17 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）において議論した開示（注記）に関する論点について、今後の進め方を検討することを目的とする。

経緯第 306 回企業会計基準委員会及び第 15 回専門委員会

2. 第 306 回企業会計基準委員会及び第 15 回専門委員会では、繰延税金資産の計上根拠の理解可能性と回収可能性の予測可能性を高めるか否かの観点から、企業が置かれている状況を示す分類ごとに投資家の意思決定に資する可能性のある開示内容を検討した。また、今後の進め方について次の 2 案を示して審議を行った。

（案 1）重要な税務上の欠損金が生じている場合に繰延税金資産の回収可能性があると判断する根拠や計上額を説明する情報について、開示を求めるかどうかについてさらに検討する。

（案 2）繰延税金資産の回収可能性に関連する開示（注記）を含む税効果会計に係る開示（注記）についての検討は、繰延税金資産の回収可能性に係る適用指針案の後に移管される残りの実務指針と一緒に検討する。

第 308 回企業会計基準委員会及び第 17 回専門委員会

3. 第 306 回企業会計基準委員会及び第 15 回専門委員会の後に、財務諸表利用者に対する意見聴取（アウトリーチ）を実施した。財務諸表利用者に対して実施したアウトリーチにおいては、現行の「税効果会計に係る会計基準」（以下「税効果会計基準」という。）では、繰延税金資産の回収可能性に関連する開示項目として、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳、評価性引当額、重要な税率差異の原因となった主要な項目別の内訳が要求されているが、これらの情報だけでは計上されている繰延税金資産や評価性引当額の内容を十分に理解することが困難であるという意見が聞かれた。
4. また、当該アウトリーチでは、繰延税金資産の取崩しや積増しによる当期純利益の重要な増減が、財務諸表利用者の予測とは大きく異なった内容で開示されることがあり、繰延税金資産の回収可能性について事前に予測を行う観点からは、現行の税

効果会計基準における繰延税金資産に関して開示されている情報では不十分であるという意見も聞かれた。

5. このように財務諸表利用者からは、現行の税効果会計基準における繰延税金資産に関連する開示は、繰延税金資産や評価性引当額の内容を理解するには必ずしも十分でなく、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の開発と回収可能性に関する開示は、同時に検討すべきであるという強いニーズが聞かれている。
6. 財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果を踏まえて、第 308 回企業会計基準委員会及び第 17 回専門委員会では、繰延税金資産の回収可能性に関する定量的な情報及び定性的な情報について追加的に開示を求める候補について審議を行った。その際、事務局から、本適用指針において次の項目に限定して開示を定めることとする提案が示された。
 - 評価性引当額の内訳
 - 税務上の繰越欠損金について連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社に関して、税務上の繰越欠損金の額及び計上している繰延税金資産の額、税務上の繰越欠損金の繰越期限、繰延税金資産の計上根拠
7. この事務局による提案に対して第 308 回企業会計基準委員会及び第 17 回専門委員会で聞かれた意見は次のとおりであった。

回収可能性に関する開示は今回の適用指針案と併せて検討すべきとの意見

(第 17 回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 繰延税金資産の回収可能性に関する会計基準等を改訂することから、財務諸表利用者としては、繰延税金資産の回収可能性に関する開示も併せて改訂していただきたい。その際、今回は 2 項目を優先し、それ以外の項目を残りの実務指針と併せて検討するという進め方はやむを得ない。

本来は、今回の適用指針により判断の幅が拡大した点も併せて開示を検討することが必要であり、(分類 3) に該当する場合の 5 年を超える部分の開示は、今回、検討されるべきものと考えている。
- (2) 今回の適用指針と併せて繰延税金資産の回収可能性に関する開示も検討すべきと考える。今回は、資料に挙げられている 2 項目を優先的に検討し、開示の全般的な見直しは残りの実務指針と併せて検討することが適切である。この 2 項目については、開示イメージに基づいて議論を行わないと、結論を得るまでに時間を要するかどうか判断できない。
- (3) 繰延税金資産の回収可能性に関する開示は適用指針と併せて検討すべきと考える。

なお、経過措置に係る議論において検討したように、会計基準の変更による影響として期首の利益剰余金への影響額が開示されれば、適用指針への移行によって（分類3）に該当する企業が5年を超える部分の繰延税金資産を計上することについて、財務諸表作成者との対話に利用できるのではないかと考える。

- (4) 開示に関する検討に時間がかかり、今回の適用指針の公表が大幅に遅れることがないように、検討する開示項目を必要最小限とすることもやむを得ないものとする。

(第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (5) 我が国の場合、繰延税金資産が多額に計上されることから、評価性引当額の内訳を開示することは必要と考えられる。当該評価性引当額の内訳等をIR情報として開示するという選択肢もあるかもしれないが、IRに対する企業の姿勢は多様であり、財務諸表注記により統一的に情報が提供されることが望ましい。

回収可能性に関する適用指針を開発することから、回収可能性に関する開示も併せて検討すべきである。スピード感が重視されていることは理解しているので、資料に挙げられている2項目を優先して示すことは適切である。今回、開示に関する提案がないことは受け入れられない。

- (6) 今回の適用指針の開発においては、資料に挙げられている2項目に限定して開示に関する定めを設けることとする事務局提案に賛成する。

- (7) 繰延税金資産についての重要な開示が、IFRSや米国会計基準と比べて不足しているのであれば、今回の見直しを開始した理由とは異なるが、早急に改善すべきである。

これに加えて、今回の見直しによって、より多くの判断に依拠するようになる部分について追加の開示の要否を検討すべきと考える。例えば、（分類3）に該当する企業が5年超の課税所得に基づいて繰延税金資産を計上する場合の開示について検討すべきである。

- (8) 財務諸表利用者は繰延税金資産の回収可能性に関する現行の開示に不足があると認識している。例えば、IFRSや米国会計基準において開示されている繰越欠損金の期限別の情報や評価性引当額の内訳が、日本基準では開示されていない。

監査委員会報告第66号の硬直的な運用に対する見直しが進んでいる一方で、財務諸表利用者のニーズは反映されていない。今回の適用指針を早期に開発するニーズがあることは理解するが、財務諸表作成者の負荷も勘案しつつ、開示についても国際的な会計基準に近づくよう、少しでも着地点を見出すことはできないか。

開示は残りの実務指針と併せて包括的に検討すべきとの意見

(第17回専門委員会で聞かれた意見)

- (9) 本来は適用指針と開示は併せて検討すべきであるが、開示負担が不明であり、開示の検討に時間を要するのではないかと考えられることから、開示の検討は今回の適用指針と切り離すことも考えられるのではないか。

(第308回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (10) 回収可能性については早期に解決が必要であるとのニーズがあり、そのニーズに対応すべく検討を進めているはずである。資料に挙げられている2項目だけでも結論を得るまでに2ヶ月か3ヶ月という時間を要する懸念もあることから、開示については残りの実務指針と一緒に検討することも選択肢として考えられる。

ただし、適用指針と開示は併せて検討すべきであることから、公開草案の公表にあたっては、適用指針による改正に伴って今後追加的に求められる可能性のある開示について示唆されるべきと考える。例えば、資料に挙げられている2項目のほか、反証を可能にしている部分や各分類の要件に該当しない場合の判断(適用指針案第16項)に関連する開示が対象となり得るのではないか。

- (11) 今回の見直しは、監査委員会報告第66号の下で硬直的な運用がなされていた点を是正することを目的としており、会計処理と開示は併せて検討されるべきという理屈は当たらない。今回の見直しは、開示と切り離して早期に進めるべきである。開示全体の見直しは、他の項目とのバランスを勘案し、残りの実務指針と一緒に検討すべきと考える。

- (12) 回収可能性に関する適用指針は、当初の想定より開発が遅延していることから、開示の検討とは別にして、早急に公開草案を公表した方がよい。税効果会計に関するプロジェクトにおいて、開示は必ずしも見直しが必要という前提ではなかったのではないか。

将来の予測に基づいて繰延税金資産が現状よりも多額に計上されるケースが生じるのであれば、開示を拡充する必要があることは理解する。その場合、資料に挙げられている2項目が検討対象となることも理解する。しかし、さらに検討を深める必要があることから、他の項目と併せて、残りの実務指針と一緒に検討する方がよいのではないか。

この検討が行われている間において、繰延税金資産に関する情報が重要であるときには、各企業がそれぞれの判断で適切に説明を行うことが考えられる。

- (13) 資料に挙げられている2項目だけでも、結論を出すまでに相当の時間

を要するものとする。今回の取組みは、監査委員会報告第 66 号の下で硬直的な運用がなされていた点を改善することを目的としていることから、開示も含めて全体の見直しを行うこととはつながらないはずである。ただし、開示の拡充に関する問題意識は理解できるので、他の開示項目と併せて別途議論することかどうか。

- (14) 財務諸表利用者として、評価性引当額や税務上の繰越欠損金の情報が不足している点に同意する。ただし、こうした情報を財務諸表の注記として開示するか、IR 情報として開示するかについては、諸外国の事例も参考にしつつ検討する必要がある。また、資料に挙げられている 2 項目以外にも必要な開示があり得るため、今回の見直しにおいては、企業の分類の要件の見直しを先行して議論することとし、開示については、別途、十分に議論した方がよいのではないかと。

今後の検討の進め方

8. 回収可能性に関する開示については、次の理由から、今回の適用指針案においては注記事項を追加する提案を行わず、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針について移管すべく審議を行う際に、税効果会計に関する注記事項の一般的な見直しを行うこととし、その検討に含めることとしてはどうか。

また、包括的な検討を行うためのニーズをより適切に把握するために、本適用指針の公開草案において注記事項に関する質問項目を設けて、コメントを募集することとしてはどうか。

- (1) 開示に関する定めを設けるには、文案の検討も含め、今後、相当程度の時間を要する可能性があること。

例えば、評価性引当額の内訳についてはどのような項目を要求するのか、具体的にどのように記載するのか、実務負担はどの程度かかるかなどの検討事項があり、開示に関する定めを設けるには、文案の検討も含め、今後、相当程度の時間を要する可能性がある。

- (2) 開示の追加を決定するにあたっては、残りの実務指針における検討も含めた全体的なコストを考慮する必要があること。

追加的に開示を求めるかどうかを決定するにあたっては、便益の観点とともに、コストがどの程度追加となるかを検討する必要がある。この点、注記の追加について、今回の公開草案における検討と、その後の日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に伴う検討と、2 ステップに分けて検討を行った場合、今回の公開草案における検討のみでは全体的なコストの増加が明らかにはならず、本公開草案において注記を追加する判断を行うことは

難しいと考えられる。

9. なお、日本公認会計士協会の税効果会計に関連する他の実務指針の移管に係る審議は、今回の公開草案の公表後、可能な限り速やかに着手することを予定している。

ディスカッション・ポイント

繰延税金資産の回収可能性に関する開示についての検討の進め方について、ご意見を伺いたい

以 上

(別紙1) 評価性引当額の内訳の開示イメージ

評価性引当額の内訳

- 仮に評価性引当額の内訳を開示する場合、現行の税効果会計基準で求められている「繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」において評価性引当額を合計値で示す形式を踏襲したうえで、①税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の合計と将来減算一時差異に係る評価性引当額の合計に分けて開示する方法と②主な項目ごとの内訳を開示する方法が考えられる。
- このうち、②主な項目ごとの内訳を開示する方法としては、以下の記載が考えられる。

【開示案イメージ：評価性引当額】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成 26 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	X, XXX 百万円	1, 000 百万円
退職給付に係る負債	X, XXX "	1, 200 "
減損損失	XXX "	400 "
その他	XXX "	400 "
繰延税金資産小計	X, XXX "	3, 000 "
評価性引当額	△ X, XXX "	△1, 000 "
繰延税金資産合計	X, XXX "	2, 000 "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ XXX "	△500 "
子会社の留保利益金	△ XX "	△500 "
固定資産圧縮積立金	△ XX "	△500 "
繰延税金負債合計	△ XXX "	△1, 500 "
繰延税金資産(負債)の純額	X, XXX "	500 "

評価性引当額の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
税務上の繰越欠損金	XXX 百万円	500 百万円
退職給付に係る負債	XXX	-
減損損失	XXX	400
その他	XXX	100
合計	X, XXX	1, 000

(別紙2) 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示イメージ

税務上の繰越欠損金に関する開示

1. 税務上の繰越欠損金について連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社に関して、税務上の繰越欠損金の額及び計上している繰延税金資産の額、税務上の繰越欠損金の繰越期限、繰延税金資産の計上根拠（税務上の繰越欠損金の定性的な情報）については、例えば、以下の記載が考えられる。

【開示案イメージ：税務上の繰越欠損金について重要と考えられる繰延税金資産を計上している場合】

重要な税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産

当社グループは、当連結会計年度において、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を X,XXX 百万円計上した。これは、主として当社のスペインの海外子会社 A 社（税務上の繰越欠損金 600 百万円、計上している繰延税金資産 400 百万円）及びオランダの海外子会社 B 社（税務上の繰越欠損金 1,000 百万円、計上している繰延税金資産 800 百万円）により計上されたものである。

スペインの海外子会社 A 社における税務上の繰越欠損金は、過去、……………
……………。現在は、……………。今後……………。

オランダの海外子会社 B 社における税務上の繰越欠損金は、過去、……………
……………。現在は、……………。今後……………。

なお、スペインの海外子会社 A 社及びオランダの海外子会社 B 社の税務上の繰越欠損金の金額と繰越期限は以下のとおりである。

	スペインの 海外子会社 A 社	オランダの 海外子会社 B 社
1 年目	— 百万円	— 百万円
2 年目	—	—
3 年目	200	—
4 年目	400	200
5 年目超	—	800
合計	600	1,000

2. なお、IFRS では、繰延税金資産を活用できるかどうかは現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ、当該繰延税金資産に係る課税法域において当期又は前期に損失を生じている場合には、繰延税金資産の金額とその認識の根拠となる証拠の内容を開示することが求められている。当該開示の中で税務上の欠損金が生じた会社に関する情報を記載している実務もあるが、明示的には求められていない。税務上の繰越欠損金に関する開示について具体的な開示内容を共有するため、IFRS における実際の開示例を（参考）に記載している。

(参考) IFRS における繰延税金資産の認識の根拠の開示例

IFRS (IAS 第 12 号第 82 項) では、(a) 当該繰延税金資産を活用できるかどうか、現存の将来加算一時差異の解消により生じる所得を上回る将来の課税所得の有無に依存しており、かつ(b) 企業が、当該繰延税金資産に関係する課税法域において、当期又は前期に損失を生じている場合、繰延税金資産の認識の根拠に関する注記を求めている。この注記については、次のような例がある。

(例 1)

当連結会計年度における繰越欠損金に係る繰延税金資産は、主として当社の子会社である〇〇(株)及び××(株)により認識されたものであります。

〇〇(株)の繰越欠損金は、過去に事業見直しによる資産売却及び事業再編等に伴う非経常的な要因により発生したものです。当該繰越欠損金は、当連結会計年度の課税所得により一部が充当され、今後も課税所得の発生が高く見込まれ、当該非経常的な要因による繰越欠損金の発生は見込まれておりません。

××(株)は、過去、繰越欠損金を計上する際原因となった有価証券投資等が、現在は、大幅に縮小しており、かつ当社グループへの参加以降の業績安定化に向けた様々な取り組みにより、継続的かつ安定的に収益を確実に生み出せる環境が整ったことから、当連結会計年度の課税所得により、繰越欠損金の一部が充当され、今後においても課税所得の発生が高く見込まれております。

(例 2)

当期末において、繰延税金資産のうち計上しなかったものの過半は、法定税率が異なる国(主に〇〇国、…、××国…)に所在する子会社の繰越欠損金に係るものである。

主要な連結納税グループに係る××国の繰越欠損金の総額は、当期末現在 XX,XXX 百万 US ドルである。このうち、XX,XXX 百万 US ドルについては実現可能と考えており、××国の適用法人所得税率に基づいて、X,XXX 百万 US ドルの繰延税金資産を計上している。当該繰越欠損金の主なものは、××国に所在する複数の持ち株会社が計上した連結子会社株式の減損に関するものである。税務上の欠損金は、無制限に繰り越すことができ、××国の税法では特定の損失についての制限はない。当社は、計上した繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収するだけの十分な課税所得を将来創出する可能性が高いと考えている。当該検討において考慮した事項は、①経営者によって承認された最新の予算、②前期に行われた組織再編によりグループ内の貸付に係る損金算入される××国内の利息費用が大幅に減

少したこと、③前期において××国に所在する子会社がグループへの主要な資金供給源となったことにより益金算入される利息収入を多額に計上するようになったこと、④欧州及び全世界の子会社の多くのための流通及び調達機能が××国に所在し、多額の確度が高い所得の源泉があること、である。

当期末において、過去の課税所得の水準、及び将来減算一時差異が解消すると見込まれる期間にわたる将来の課税所得の水準を考慮して、経営者は当社が計上したX,XXX百万USドルの繰延税金資産が回収可能であると考えている。当該X,XXX百万USドルの繰延税金資産を回収するためには、XX,XXX百万USドルの将来の課税所得が最低限必要である。当社は、過去において十分な金額の課税所得を創出しており、今後も、計上した繰越欠損金等に係る繰延税金資産を回収できる十分な水準の課税所得を創出できると考えている。過去に損失計上したという事実はあるものの、当社は、過去の損失の性質やタックス・プランニング等の肯定的証拠により、計上した繰延税金資産が回収可能と考えている。

(例3)

当期及び過年度において、当グループはいくつかの国の複数の子会社で税務上の欠損金があった。繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した後、当該外国子会社に関する評価引当金の対象とならない繰延税金資産はXXX百万ユーロであった。当社は将来の課税所得により評価引当金の対象とならない繰延税金資産が利用される可能性は高いと考えている。将来、当社が実現すると見積る繰延税金資産の金額は変化する可能性があり、その結果評価引当金についても増減する可能性がある。

(例4)

	グループ		親会社	
	当年度	前年度	当年度	前年度
米国の納税グループ	X,XXX	X,XXX	-	-
スペインの納税グループ	XXX	XXX	XXX	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	XX
繰延税金資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
繰延税金負債	(XXX)	(XXX)	(XXX)	(XXX)
繰延税金純額	X,XXX	X,XXX	XXX	XXX

米国の納税グループの繰延税金資産

米国の納税グループの繰延税金資産には、税務上の欠損金に関連する金額XXX

百万ポンド（前年度 XXX 百万ポンド）が含まれているが、これらの欠損金が最初に発生したのは 20XX 年度であった。米国の税法によれば、税務上の欠損金は 20 年間にわたり繰り越され、益金と相殺することができるため、未利用の税務上の欠損金は 20XX 年度に失効し始める。残りの金額は主に一時差異に関連しており、期限は定められていない。

米国納税グループは、主に子会社〇〇の貢献により、当年度に黒字に転換したため、税務上の欠損金は翌年度に全額利用される見込みである。予測利益が 20% 減少しても、回収期間が延びることはないと考えられる。利益予測に用いられる仮定には、増分のタックス・プランニング戦略が含まれていない。

スペインの繰延税金資産

スペインにおける繰延税金資産には、20XX 年度から当年度にかけて発生した税務上の欠損金に関連する XXX 百万ポンド（前年度 XXX 百万ポンド）が含まれている。スペインの税法によれば、税務上の欠損金は、18 年間にわたり繰り越され、益金と相殺することができる。残りの金額は主に一時差異に関連しており、期限は定められていない。当該資産は、予測税率の低下を反映して、XXX 百万ポンドに減少した（前年度 XXX 百万ポンド）。

20XX 年度から当年度にかけて発生した欠損金は 20XX 年までに全額利用される見込みである。欠損金はさらに翌年度に発生が予想されているが、その一部は事業再編成費用に関連している。繰延税金資産の回収可能性は、翌年度から 20XX 年度までの期間に関する事業利益予測を用い、その後の年間成長率を 2% と仮定して算定されている。20XX 年度及びその後毎年の予測利益が 20% 減少すると、税務上の欠損金を回収できる期間は 2 年間延び、20XX 年度までになると考えられる。利益がそれ以上に減少すると、控除可能な一時差異の解消の時期により、繰延税金資産の一部減損が生じる可能性がある。予測の仮定には増分のタックス・プランニング戦略が含まれていない。

その他の繰延税金資産

その他の事業体における繰延税金資産 XXX 百万ポンド（前年度 XXX 百万ポンド）には、税務上の繰越欠損金に関する XX 百万ポンド（前年度 XXX 百万ポンド）が含まれている。当年度又は過年度のいずれかに損失が生じた事業体には、税務上の繰越欠損金及び一時差異に関する繰延税金資産が合計 XXX 百万ポンド（前年度 XXX 百万ポンド）ある。認識は、当該事業体に欠損金及び一時差異を利用できる将来の課税利益が生じる可能性が高いことを示す利益予測に基づいている。英国にお

いては純額ベースで繰延税金資産はない。

(例 5)

繰越欠損金に関して認識した繰延税金資産の分析は、以下の通りである。

(百万ポンド)

	当期	前期	前々期
英国における繰越欠損金			
親会社	X, XXX	X, XXX	XXX
子会社 A	XX	XX	XXX
	X, XXX	X, XXX	XXX
国外における繰越欠損金			
子会社 B	XX	XXX	XXX
子会社 C	XX	-	-
	XXX	XXX	XXX
	X, XXX	X, XXX	XXX

英国における繰越欠損金

英国の税制では、繰越欠損金は失効せずに、無期限に繰り越すことができる。

親会社

当期末現在の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、全て子会社 D の英国支店で発生した損失に関連している。これらは、子会社 D の英国支店の大半の活動が親会社へ譲渡された後、前期首に振り替えられた。英国支店の繰越欠損金は主に 20XX 年度から 20XX 年度に金融危機の際の金融市場の下落により発生した。

親会社は、前期に課税所得を、当期に欠損金を報告した。当期の欠損金は、〇〇の利得の減額分を反映している。グループの戦略計画に基づくと、繰越欠損金は、20XX 年度末までに親会社の将来の課税所得に対してほぼ全て利用される予定である。予想利益が 20%減少すると回収期間が 1 年延びて 20XX 年度までとなる。

子会社 A

当期末現在の繰越欠損金に関する繰延税金資産は、20XX 年度から当期に発生した××損失と関連している。発生した損失のうち 95%は、その他の英国の当グループの会社で発生した課税所得に対して使用された。グループの戦略計画に基づくと、繰越欠損金の残額は、20XX 年度末までに子会社 A の将来の課税所得に対して全額利用される予定である。予想利益が 20%減少すると回収期間が 1 年延びて 20XX 年度までとなる。

国外における繰越欠損金

子会社 B

当期末現在の繰越欠損金合計 X, XXX 百万ポンドのうち XXX 百万ポンドに関して繰延税金資産が認識された。当該繰越欠損金は、主にアイルランド共和国における経済状況の悪化を反映した著しい減損損失により発生した。減損損失は、将来減少すると見込まれる。グループの戦略計画に基づくと、繰延税金資産が認識された繰越欠損金は 20XX 年度末までに子会社 B の将来の課税所得に対して利用される予定である。予想利益が 20%減少すると回収期間が 1 年延びて 20XX 年度までとなる。

子会社 C

当期末現在の繰越欠損金合計 XXX 百万ポンドに関して繰延税金資産 XX 百万ポンドが認識された。繰延税金資産が認識された繰越欠損金は、翌期に将来の課税所得に対して利用される予定である。予想利益が 20%減少しても回収期間が翌期を越えて延びることではない。

(例 6)

繰越欠損金について認識された繰延税金資産

20XX 年 12 月 31 日現在、各事業体の税制およびその現実的な損益予測に基づいて、繰延税金資産の回収予想期間は下記の表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	当期末 現在	法定繰越 可能期間	予想回収 期間
繰越欠損金に関連する繰延税金資産合計	X, XXX		
うちフランスの税金グループ	X, XXX	無期限(*)	XX 年
うち米国の税金グループ	XXX	20 年	X 年
その他	XXX	-	-

(*)2013 年のフランスの法律に従い、欠損金の控除は百万ユーロ+この限度を超過する事業年度の課税所得の端数の 50%に限定されている。欠損金の控除不能部分は無期限に同じ条件で翌期以降に繰越できる。

以上